

定 款

一般社団法人全国自動車標板協議会

一般社団法人全国自動車標板協議会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国自動車標板協議会（以下「本協議会」という。）と称し、英文では、National Automobile License Plate Councilと表記する。

(事 務 所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協議会は、自動車登録番号標の交付代行及び車両番号標の頒布に関する事業の公正にして健全な運営の確保を図ることにより、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車登録番号標交付代行、車両番号標の頒布及び封印の取付並びにこれらの番号標に関し、
 - 一 関係官庁への意見の申し出に関すること
 - 二 関係官庁との連絡折衝並びに関係法令、通達の周知徹底に関するこ
 - 三 事業の指導、育成に関するこ

四 番号標の品質の確保に関すること

- (2) 希望番号予約システムの開発、改善及び運用に関すること
- (3) 認定個人情報保護団体の業務に関すること
- (4) 調査研究、広報、啓発に関すること
- (5) その他本協議会の目的を達するために必要な業務に関すること

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(資格)

第5条 本協議会は、自動車登録番号標交付代行者、車両番号標の頒布業務を行う者又は番号標製作者であって、本協議会の目的に賛同し、次条の規定により会員となった個人又は団体をもって構成する。

2 本協議会の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 団体たる会員にあっては、本協議会に対してその権利を行使する代表者1人（以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 指定代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 本協議会の運営上特に必要と認めたときは、総会の決議を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散若しくは消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、未履行の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議によって、除名することができる。

この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協議会の定款、規則又は決議に違反したとき。
- (2) 本協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 本協議会は、会員が前3条の規定により資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役 員 等

(種類及び定数)

第12条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事33名以上38名以内
 - (2) 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、理事長、専務理事をもって法人法上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(選 任 等)

第13条 理事及び監事は、総会において会員（団体にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち6名以内及び監事のうち2名以内を会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から

選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本協議会の業務を執行する。

5 専務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐して、本協議会の業務を執行する。

6 会長、理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協議会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 増員された理事の任期は、現任者の残存期間とする。
- 4 役員は、第12条で定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬 等)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には総会において別に定めるところにより報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第19条 本協議会は、法人法第114条の規定により、理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

- 第20条 本協議会に顧問3名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
 - 4 顧問には、第16条第1項及び第18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第5章 総会

(構成)

- 第21条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第22条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 役員の選任又は解任
 - (3) 役員の報酬の額
 - (4) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第23条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議 決 権)

第26条 総会における議決権は、1会員につき1個とする。

(定 足 数)

第27条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第28条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会において総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第29条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもつて議決権を行使し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本協議会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協議会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 副会長並びに法人法上の代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、年2回以上開催する。ただし、次の各号に該当する場合には、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を示して理事会を招集する請求があったとき又は請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、当該請求をした理事が招集したとき。
- (3) 監事から法人法第101条第2項の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき又は法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた副会長が招集するものとする。
- 3 会長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日

から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、前条の出席理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第39条 会長は、本協議会の事業の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理)

第41条 本協議会の財産は、会長が管理し、その管理の方法は総会において別に定める。

(経費の支弁)

第42条 本協議会の経費は、財産をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協議会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剩 余 金)

第45条 本協議会は、剩余金の分配を行うことができない。

(借 入 金)

第46条 本協議会が資金の借入をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(解 散)

第48条 本協議会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本協議会の清算のときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本協議会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(実施細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協議会の最初の代表理事は、野間耕二とする。最初の業務執行理事は、長光正純、平川敏幸とする。